

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
烏・神流川流域の減災に係る取組方針

令和8年3月11日

烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会

高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町、群馬県、埼玉県、
（独）水資源機構利根川上流総合管理所、
気象庁前橋地方气象台・熊谷地方气象台、
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社、上信電鉄株式会社、
関東地方整備局高崎河川国道事務所

1. はじめに

平成27（2015）年9月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して、「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成27（2015）年12月10日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

烏・神流川流域においては、この答申を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組として、地域住民の安全安心を担う沿川の2市3町（高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町）、群馬県、埼玉県、独立行政法人水資源機構、気象庁、関東地方整備局で構成される「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」を平成28（2016）年5月17日に設立し、減災のための目標を共有し、令和2（2020）年度を目途にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

平成28（2016）年8月以降、相次いで発生した台風による豪雨災害で、中小河川においても甚大な被害が発生したことから、県管理区間の河川については別途協議会が設置されることになった。さらに、平成29（2017）年6月19日に施行された改正水防法において、大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことから、本協議会の対象河川を烏川、神流川、鐺川、碓氷川の直轄管理区間を対象（県管理区間は除くこととした）とした水防法第15条の9に基づく「烏・神流川流域大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）へと改組した。

平成30（2018）年7月豪雨を受け、同年12月に「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定され、重要インフラの機能維

持がうたわれるとともに、同月の「大規模広域豪雨を踏まえた水災害のあり方について」答申により、水防災意識社会再構築を加速する方針が打ち出された。翌平成31（2019）年1月29日には「「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定」が打ち出され、本協議会の取組方針も新たな取組を加え改定を行い、目標年である令和2年度（2021年3月）に向けて取組を推進してきた。

また、令和3（2021）年度には令和2（2020）年度までの取組を総括し改定を行い、目標年である令和7年度（2026年3月）に向けて取組を推進してきた。

この度、令和7（2026）年度までの取組を総括し、その中で達成した取組や未達成となっている取組並びに令和5年度に実施した住民意識アンケート調査で明らかになった課題等を踏まえ、減災対策のための重点的な取組を共有し、令和12（2030）年度を目途に本協議会の取組方針を改定することとなった。

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関(以下、「構成機関」という。)は以下のとおりである。

構成機関	構成員
高崎市	市長
藤岡市	市長
玉村町	町長
神川町	町長
上里町	町長
群馬県	県土整備部 河川課長
〃	総務部 危機管理課長
埼玉県	県土整備部 河川砂防課長
〃	危機管理防災部 災害対策課長
独立行政法人水資源機構	利根川上流総合管理所長
気象庁	前橋地方気象台 台長
〃	熊谷地方気象台 台長
東日本旅客鉄道株式会社高崎支社	高崎支社 執行役員 高崎支社長
上信電鉄株式会社	代表取締役社長
関東地方整備局	高崎河川国道事務所長

3. 烏・神流川流域の概要と主な課題

■地形的特徴

烏・神流川流域は、以下の特徴を持っている。

- ① 氾濫域は、沖積平野に農地や戸建の低層宅地が散在する土地利用が主体となっている。また、上越新幹線・北陸新幹線等の交通インフラの発達により首都圏のベッドタウン化が進んでいる(図 1 参照)。
- ② 烏川をはじめとして各支川ともに河床勾配が急な河川であるため、出水時には水位上昇が早い(図 2 参照)。
- ③ 烏川の氾濫流は右岸の支川堤防(鏑川、神流川、利根川支川小山川)、左岸は利根川の堤防で貯留され、浸水時間が長期化するとともに浸水深が深くなる(図 3参照)。

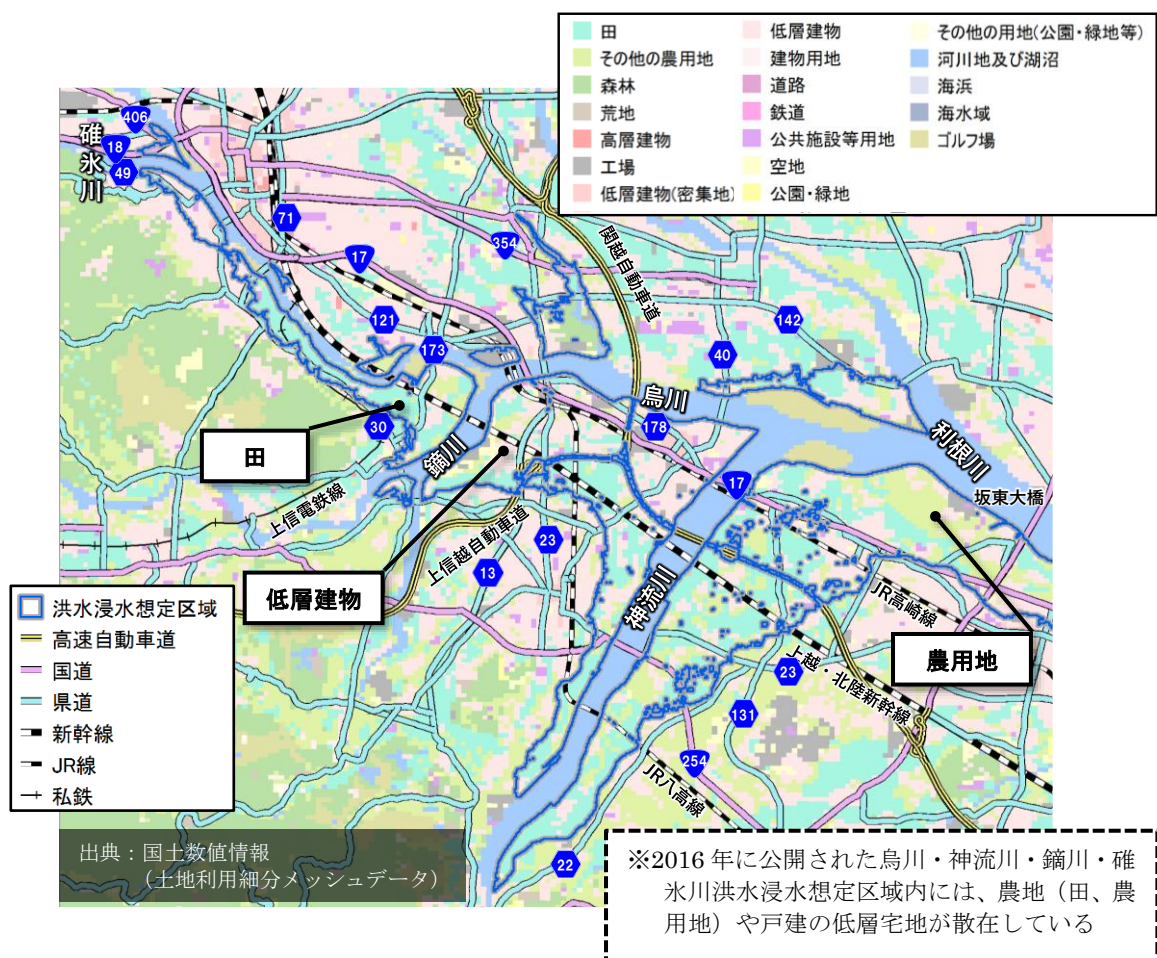
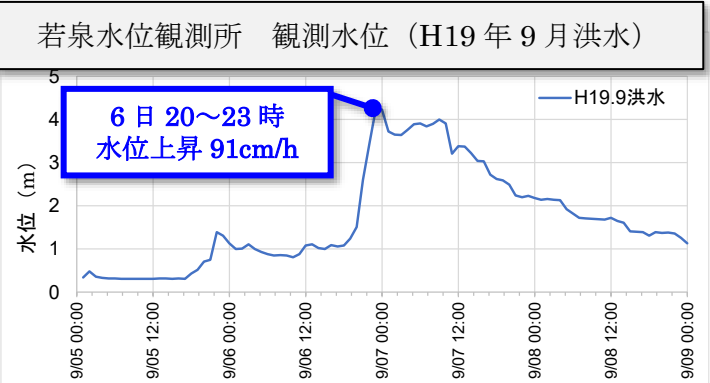
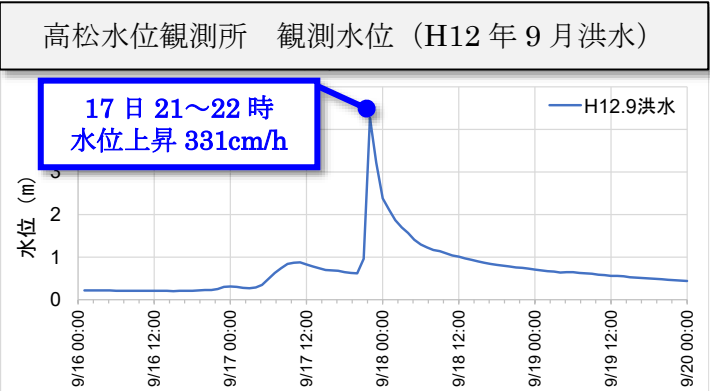
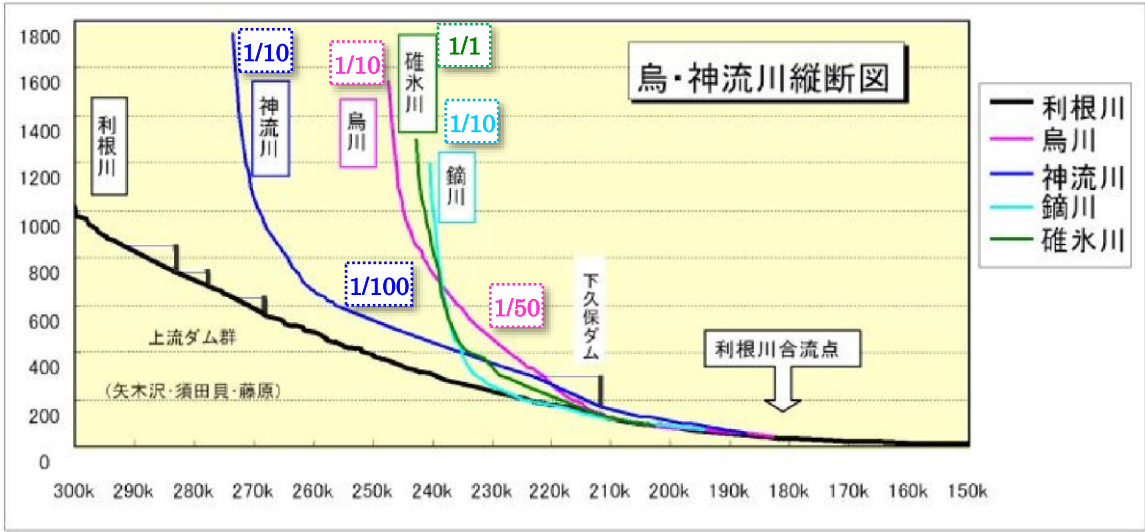


図 1 烏・神流川流域の土地利用状況

※烏川をはじめとして各支川ともに河床勾配が急な河川であるため、出水時には水位上昇が早い。



※高松水位観測所 (烏川) と若泉水位観測所 (神流川) において、洪水の立ち上がり部の水位上昇が早い。

図 2 烏川等縦断図と近年出水における観測水位の急激な上昇状況

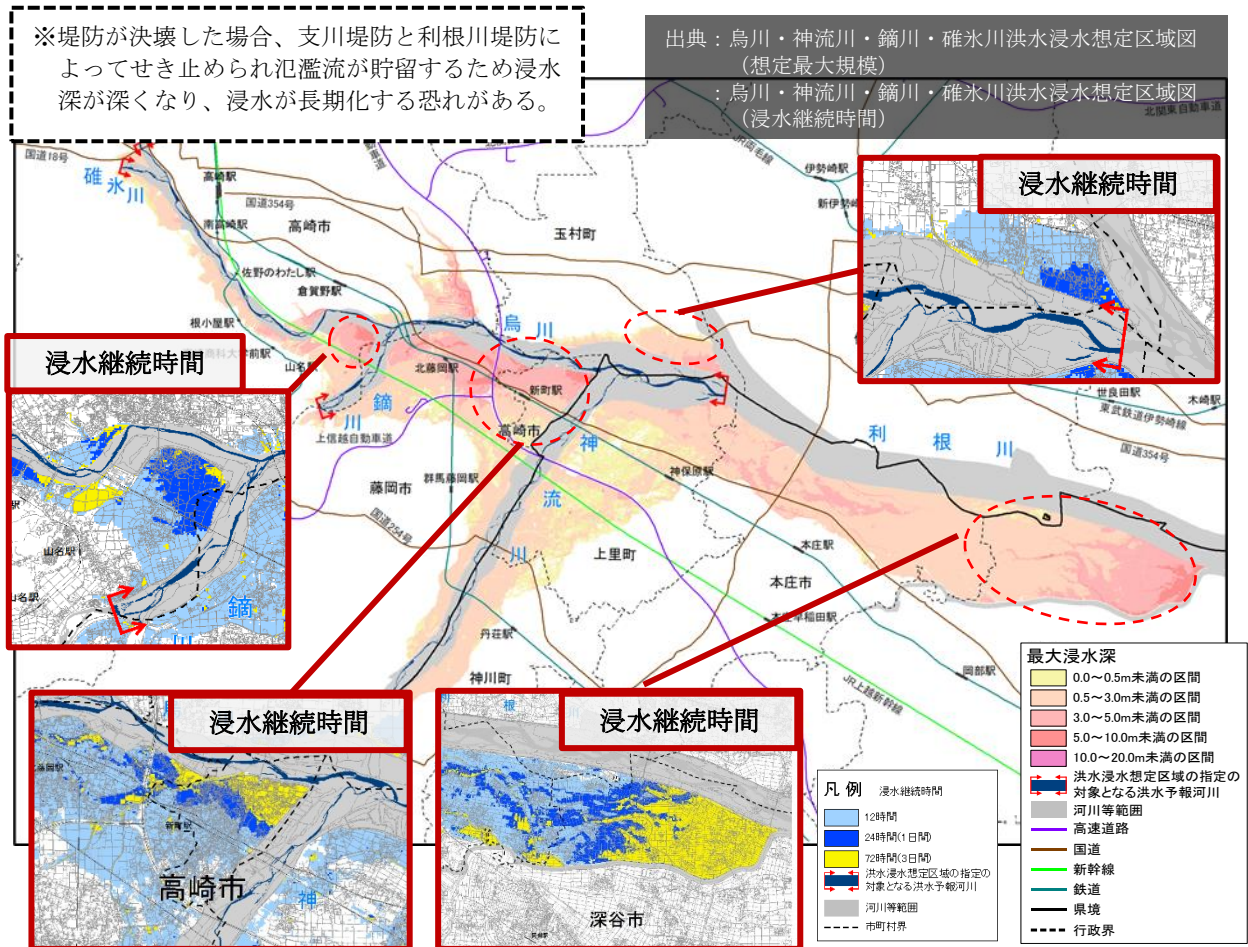
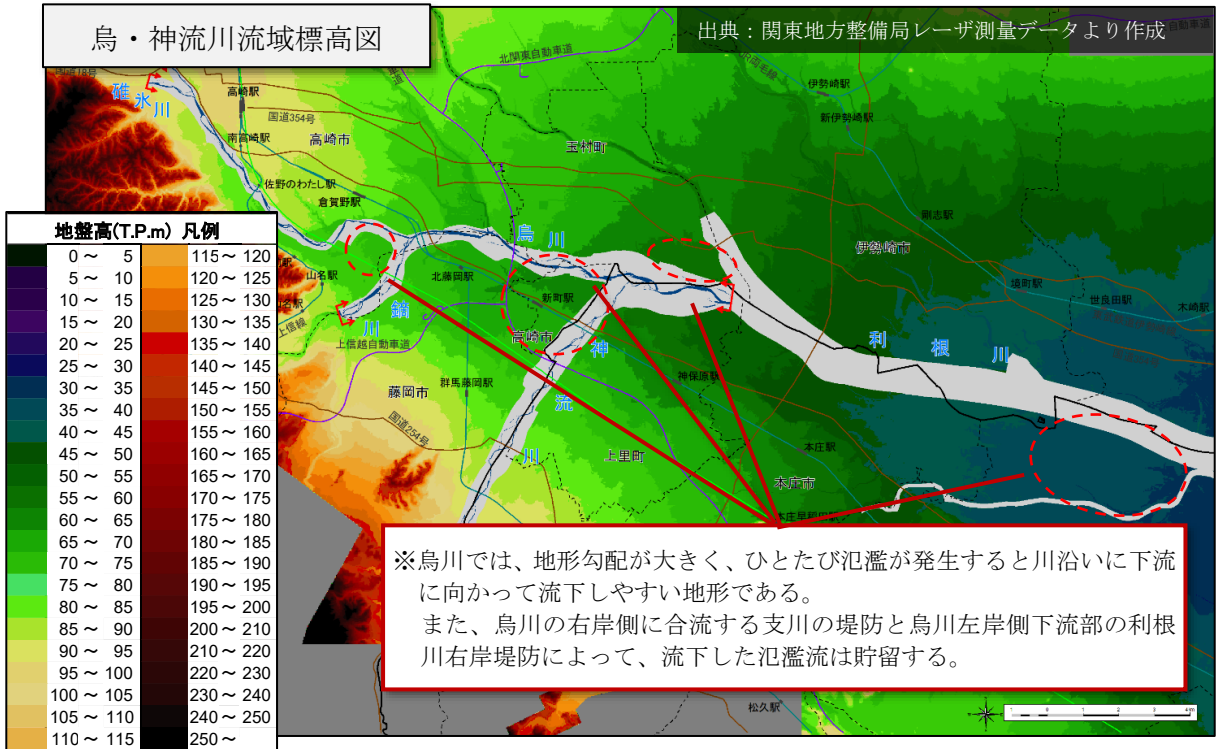


図 3 鳥・神流川流域の地形的特徴と想定される浸水被害の状況

■過去の被災状況と河川改修の状況

過去の洪水被害としては、昭和10（1935）年9月の台風第10号により烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者7名、流出家屋数10戸、床上浸水1,000戸以上、多くの橋が流出する被害が発生、また、昭和22（1947）年9月のカスリーン台風においても、烏川の堤防が決壊し、高崎市において死者2名、流出家屋21戸、床上浸水686戸の被害が発生した。

近年では、平成10（1998）年9月の台風第5号及び平成12（2000）年9月の集中豪雨により高崎市寺尾、根小屋、下佐野地区で浸水被害が32haと45ha、両洪水でそれぞれ発生し、公共交通機関では上信電鉄が一時運休するなどの被害も発生した。また、平成19（2007）年9月の台風第9号では鐮川流域で局所的な激しい豪雨となり、鐮川で氾濫危険水位を超え、鐮川下流部左岸の高崎市において浸水面積8haの被害が発生した。

表 1 過去の主要な災害概要

発生日月	洪水流量	河川被害	一般災害
明治43年8月 (台風第10号)	—	堤防の決壊(烏川)	(高崎市) 流出家屋23戸 君ヶ代橋、聖石橋 他2橋流出 床上浸水904戸 全壊3戸
昭和10年9月 (台風第10号)	岩鼻 4.494m ³ /s	堤防の決壊(烏川)	(高崎市) 流出家屋10戸 君ヶ代橋、八千代橋流出 床上浸水1000戸以上 死者7名
昭和22年9月 (台風第11号) カスリーン台風	岩鼻 6.743m ³ /s ※1	堤防の決壊(烏川) 1箇所約242m	(高崎市) 流出家屋21戸 床上浸水686戸以上 死者2名
昭和57年 (台風第10号)	岩鼻 4.804m ³ /s	河川被害等 2箇所 (烏川) 河川被害等 1箇所 (神流川)	
平成10年9月 (台風第5号)	岩鼻 4.950m ³ /s ※1	河川被害等 7箇所 (烏川) 河川被害等 1箇所 (神流川)	(高崎市) 浸水面積32ha 床下浸水1戸 (烏川)
平成12年9月 (集中豪雨)	岩鼻 1.882m ³ /s	河川被害等 2箇所 (烏川) 河川被害等 2箇所 (碓氷川)	(高崎市) 浸水面積45ha 床下浸水1戸 (烏川)
平成19年9月 (台風第9号)	岩鼻 4.321m ³ /s	河川被害等 6箇所 (烏川) 河川被害等 3箇所 (神流川) 河川被害等 1箇所 (鐮川)	(高崎市) 浸水面積8ha (烏川・鐮川合流部)
令和元年10月 (台風第19号)	岩鼻 5.690m ³ /s ※2	河川被害等 12箇所※2 (烏川) 河川被害等 2箇所※2 (神流川) 河川被害等 1箇所※2 (鐮川)	(高崎市) 床上浸水64戸 床下浸水102戸 (烏川・鐮川) (玉村町) 床上浸水3戸 工場浸水7戸 (烏川)



写真1 昭和10年9月台風第10号
高崎市聖石町付近



写真2 平成10年9月台風第5号
一本松橋上流付近

※流量は実績値 出典) 高水速報

※1 昭和22年9月、平成10年9月のデータは、ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討

「ハツ場ダム建設事業の検証等における過去の洪水実績など計画の前提となっているデータの点検結果について」より

※2 令和元年10月のデータは、「令和元年10月台風第19号による烏・神流川流域の出水状況(第2報)」(高崎河川国道事務所)より

<https://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000769575.pdf>

烏・神流川の治水対策としては、昭和22（1947）年のカスリーン台風による被害を契機に、利根川改修改訂計画が策定され、昭和43（1968）年には神流川上流に下久保ダムが完成し、神流川から本川合流にかけて安全性が向上した。現在は、平成25（2013）年5月に策定された「利根川水系 利根川・江戸川河川整備計画（令和7年3月27日変更）」に基づき河道掘削等の河川改修事業を進めている。

今般、平成28（2016）年8月に公表した、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域はこれまでの実績洪水より、更に浸水面積や浸水深が大きく浸水の継続時間も長くなることが想定されることから、その被害はより甚大なものになることが予想される。

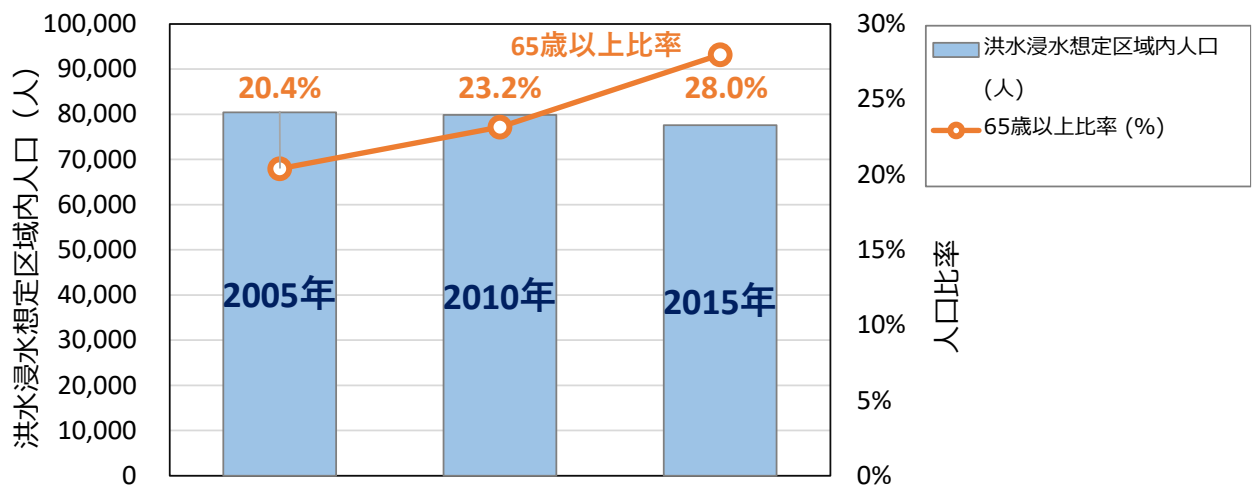
■ 烏・神流川流域の社会インフラ等の状況

烏・神流川流域の想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域には上越・北陸新幹線、JR 高崎線、関越・上信越自動車道、国道17号などの基幹交通網が発達している。首都圏への交通の利便性が向上したことにより、ベッドタウン化が進み、群馬県の中核市である高崎市の人口を含む約8万人[※]が居住するなど、人口、資産が集積している。近年は人口の高齢化、多様化が進んでおり、洪水浸水想定区域内の総人口は微減傾向にある一方で、65歳以上の浸水区域内割合は増加[※]している(図4参照)。

更に防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合には社会経済活動への影響や防災機能の低下が懸念される。

このような状況から、烏・神流川流域に暮らす人々の命を守る避難行動への対応や、社会経済活動への影響軽減、基幹交通、緊急輸送道路である国道17号における災害復旧に対する早期の道路機能の回復、防災拠点における機能の維持等の取組が発災時には急務となる。

※2015年国勢調査



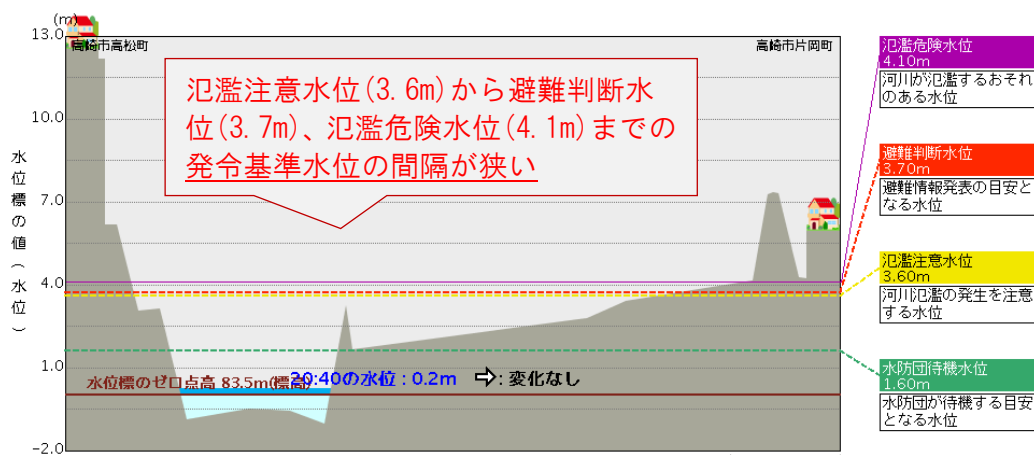
※国勢調査

図 4 想定最大規模における烏川・神流川・鍬川・碓氷川洪水浸水想定区域図内人口

■ 烏・神流川流域の主な課題

烏・神流川流域における主な課題は、以下のとおりである。

- ①-1 氾濫域の低平地には、緊急避難が可能な高層建物や高台が少ない。
- ①-2 昭和22（1947）年のカスリーン台風以降、堤防決壊を伴うような大規模な水害が起きていないため、新興住宅地をはじめ水害を経験していない住民が増えている。
- ② 急激な水位上昇に加え、発令基準水位の間隔も狭いため、刻々と河川水位等の状況が変化する（図5参照）。
- ③-1 想定し得る最大規模降雨による洪水が発生した場合、烏川と鏑川、神流川及び利根川支川小山川の合流点では、宅地エリアの浸水が3日間程度継続する（図6参照）。
- ③-2 洪水浸水想定区域には、緊急輸送道路である国道17号やJR高崎線などの交通インフラ、防災拠点となる消防署や警察署、自衛隊駐屯地等があり、浸水被害が発生した場合、社会経済活動への影響や防災機能の低下が懸念される。
- ③-3 烏・神流川の堤防天端の一部は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行出来ない天端幅が狭い区間が存在する。



出典：川の防災情報HP

図5 高松地点の横断図と基準水位（烏・神流川流域の主な課題②）

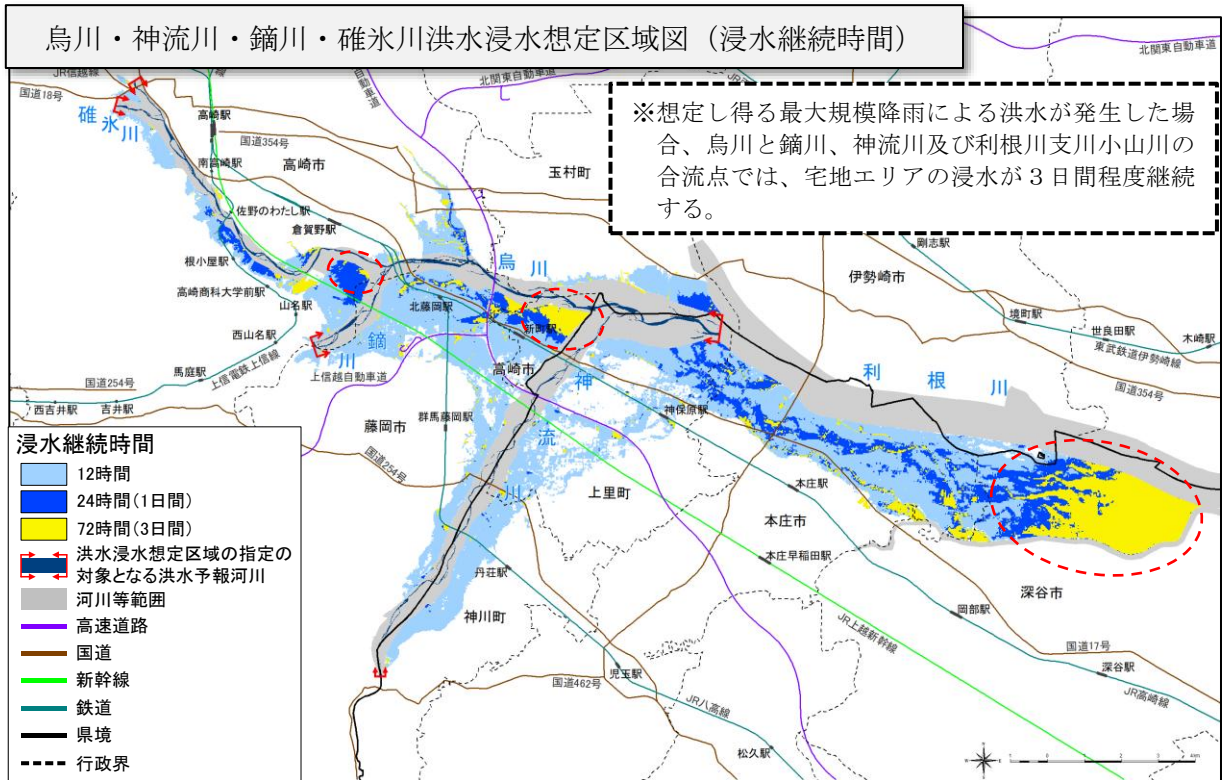
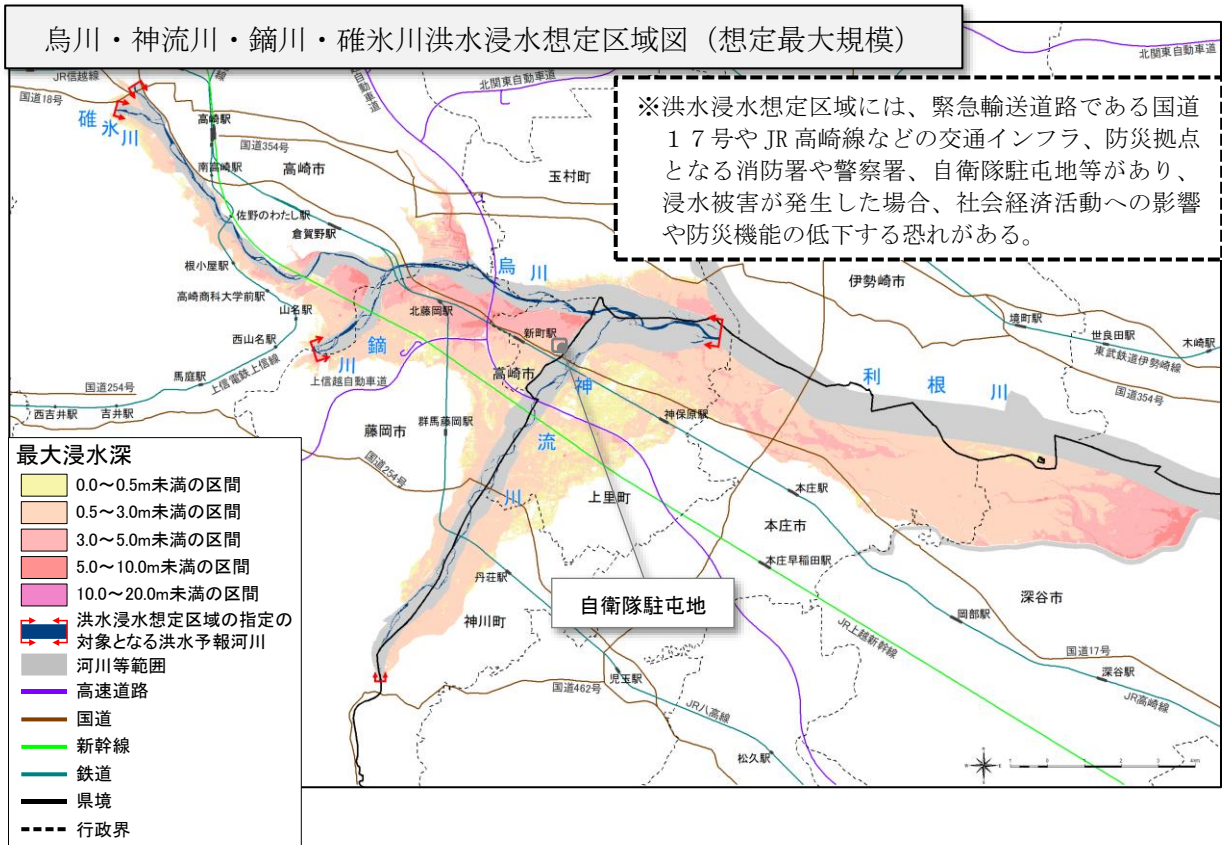


図 6 烏川・神流川・鎗川・碓氷川において想定される浸水状況と浸水継続時間

烏・神流川流域（直轄区間）における水防災に対する住民意識について、浸水想定区域内に居住する住民を対象として実施したアンケート調査※によると、自宅の水害リスクに対し「危険」と認識している人の割合が令和2年度に対して増加している一方で、「安全」と誤認している人の割合も増加傾向にある（図7参照）。また、身近にいる要配慮者の避難方法を考えていない人が約41%（令和5年度）であり、令和2年度に対して増加している（図7参照）。避難については、台風接近時の想定質問において「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」の発令により約95%の人が避難をすと回答した一方で、実際には令和元年台風第19号で避難した人は約34%であった。さらに、本協議会で実施している取組である「出前講座の実施」「水防災教育の実施」「マイ・タイムラインの作成・普及活動」の認知率はいずれも1割未満であった。

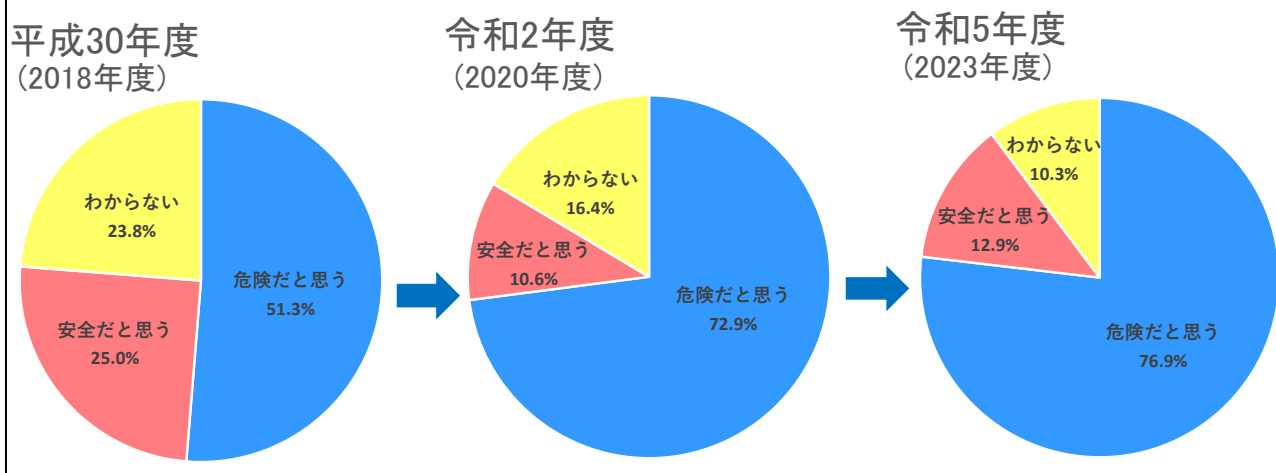
※住民意識アンケート調査（第1回目は平成30（2018）年度、第2回目は令和2（2020）年度、3回目は令和5（2023）年度に関東地方整備局高崎河川国道事務所が実施）

住民意識アンケート調査結果より、烏・神流川流域における以下のような住民の水防災意識の向上が必要である。

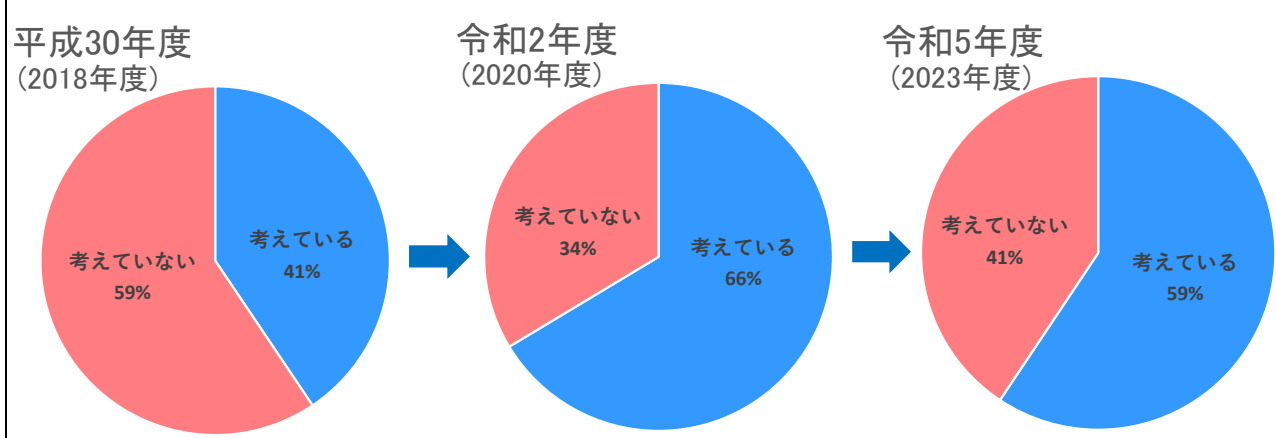
- ① 正しい水害リスクの普及啓発
- ② 要配慮者の避難支援体制に関する周知・普及・啓発
- ③ 避難行動に移せる日頃の備え（マイ・タイムラインの普及・啓発活動）
- ④ 減災対策協議会の取組内容に関する周知活動の拡充

住民意識アンケート結果 抜粋 (令和2(2020)年度調査および令和5(2023)年度調査)

水害リスクの認知度について(河川の水があふれた場合、自宅が危険だと思うか)



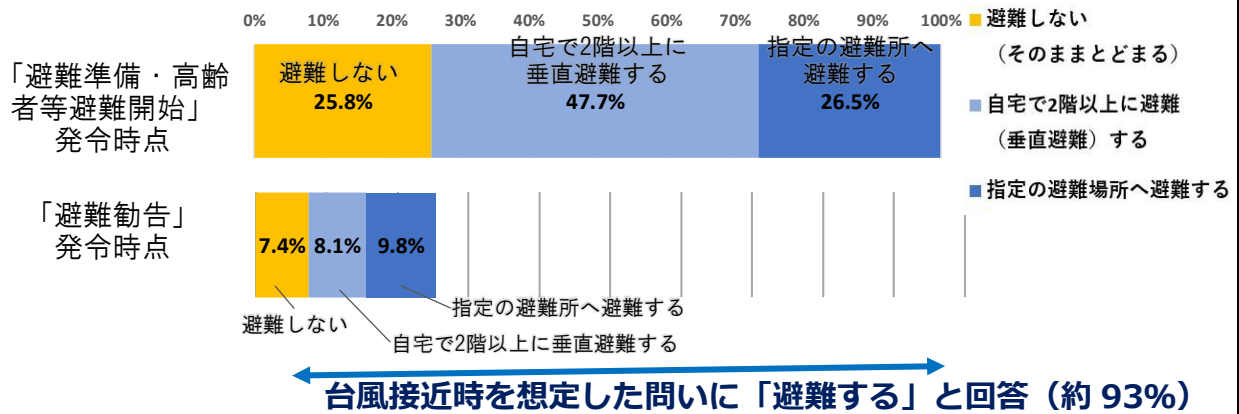
身近にいる要配慮者の避難方法について (赤ちゃん、お年寄、介護を必要とされる方等の避難の方法について考えているか)



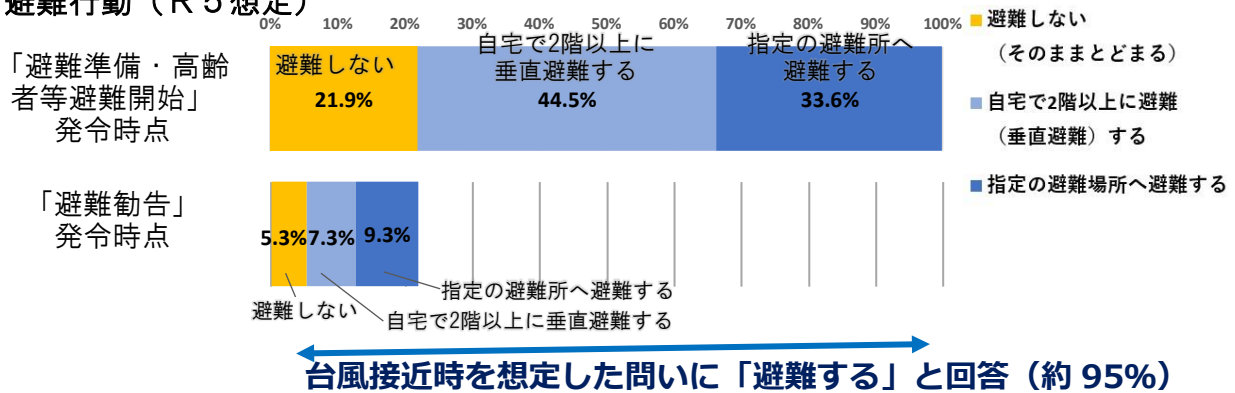
*住民意識アンケートとは、令和2(2020)年度と令和5(2023)年度に高崎河川国道事務所管内にある高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町の町丁目単位で烏川・神流川・鎗川・碓氷川洪水浸水想定区域内にお住まいの方々を対象に、無作為に実施した地域住民の水防災に関する意識アンケートのことである。また、パーセント表記は、回答(有効回答)数に対する割合を示す。

図7 水害リスクの認知度および要配慮者の避難方法に関する住民意識アンケート結果

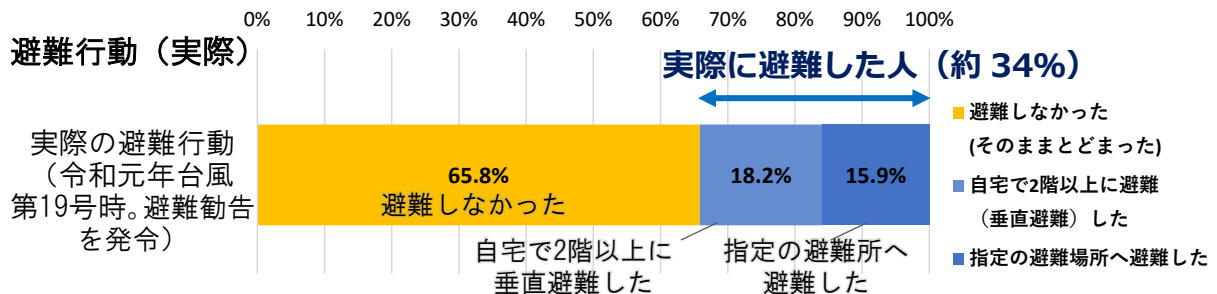
避難行動（R2想定）



避難行動（R5想定）



避難行動（実際）



減災対策協議会の取組への認知度

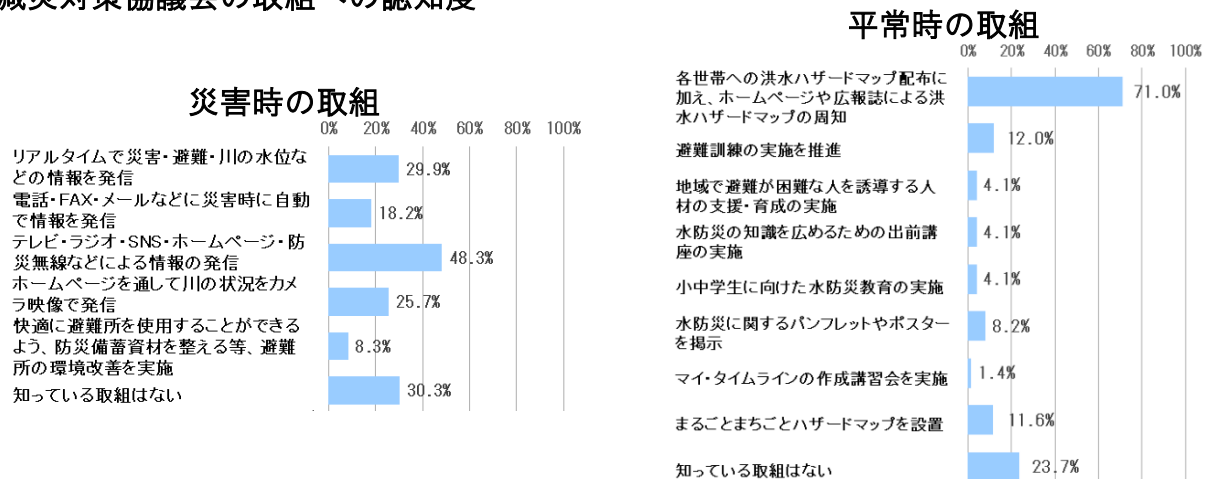


図 8 住民の避難行動および協議会の取組への認知度に関する住民意識アンケート結果

以上により、烏・神流川流域では、緊急避難場所の不足、浸水の長期化、交通インフラ等の社会経済活動への影響や防災機能の低下の懸念といった多くの課題があることに加え、住民意識アンケート結果からは、洪水リスクの認知や事前の備えの意識が向上しつつあるものの、十分とは言えないことが明らかとなった。今後も、引き続き防災・減災に係る取組のソフト・ハード対策を一体的・計画的に推進していくことが必要である。

4. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成員が連携して令和12（2030）年度までに達成すべき減災目標は、以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

烏・神流川流域で発生し得る大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標として定め、令和12（2030）年度までに各構成員が連携して取り組み「水防災意識社会」の再構築を行う。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※逃げ遅れ・・・立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態。

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態。

【目標達成に向けた3本柱】

また、上記目標達成に向け、以下の取組を実施。

- (1) 円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- (2) 洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組
- (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組

5. 現状の取組状況及び課題

烏・神流川流域におけるソフト・ハードの減災対策について、各構成員の現状での取組を確認し、課題を抽出した結果について、以下のとおり、とりまとめを行った。（概要版は付属の別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項

※現状：○、課題：●（以下同様）

※各項目課題●の番号は、後述の「6. 概ね5年で実施する取組」の内容と対応

項目	○現状（令和7年度末時点）と●課題	
(A)想定される浸水リスクの周知	<p>1○烏・神流川における想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び堤防が決壊した際の氾濫シミュレーション結果を高崎河川国道事務所のWEB等で公表している。</p> <p>2○県管理河川の内、洪水予報河川及び水位周知河川について計画規模の外力による浸水想定区域図をWEB等で公表している。</p> <p>3○市町は、洪水ハザードマップをWEB等で公表している。</p> <p>4○洪水浸水想定区域図の認知率や自宅が危険だと考える人（水害リスクを意識している人）の割合は約77%であるが、安全と過信する人も約13%存在している。</p>	
	<p>5●洪水浸水想定区域図や市町の洪水ハザードマップ等における浸水リスクが地域住民に十分理解されていないことが想定され、避難行動に繋がっていない懸念がある。</p>	A-1
(B)洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	<p>1○避難情報の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を、関東地方整備局（高崎河川国道事務所）と気象台（前橋・熊谷）の共同で実施している。</p> <p>2○災害発生のある場合は、関東地方整備局（高崎河川国道事務所長）から関係市町長に情報伝達（ホットライン）を実施することとしている。</p> <p>3○急激な水位上昇時に適切なタイミングで適確な情報を伝達するための体制を整えている。</p>	

*数値根拠については図7参照

項目	○現状（令和7年度末時点）と●課題	
	4●洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が地域住民に十分理解されていないことが懸念される。	B-1
(C)避難情報の発令基準	1○地域防災計画に具体的な避難情報の発令基準を明記している。 2○関東地方整備局（高崎河川国道事務所）と気象台（前橋・熊谷）が共同で行う洪水予報の発表や水位観測所の水位情報を参考に、避難情報の発令を行っている。	
	3●氾濫位置により、避難地域が広範囲になることを想定しておく必要がある。	C-1
	4●ホットラインのタイミングや情報伝達の内容及び手段に関して、常に関係機関と密に共有し、あらゆる手段を予め講じていく必要がある。	C-2
(D)避難場所、避難経路	1○避難場所として公共施設等を指定し、洪水ハザードマップ、WEB等で周知している。 2○市が作成するハザードマップの作成支援を実施している。 3○広域避難を想定している。	
	4●水害の危険性を認識していない地域住民が約13%*、避難する際の準備を日頃から実施していない地域住民が約66%*存在しており、浸水想定区域内にお住まいの住民等が避難の必要性を十分理解していない懸念がある。	D-1
	5●広範囲な浸水による避難者数の増加や避難場所・避難所の浸水等により、市内で避難場所・避難所が不足する恐れがある。	D-2
	6●災害時にお互いの避難所情報の共有ができていない。	D-3
	7●危険箇所を考慮した避難経路の検討ができていない地域がある。	D-4
8●広域避難として近隣自治体への避難を想定しているが、十分な取組ができていない。	D-5	

*数値根拠については図7参照

項目	○現状（令和7年度末時点）と●課題	
(E) 住民等への情報伝達の体制や方法	<p>1○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>2○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>3○洪水になる恐れがある場合、水防団への連絡を行い、要配慮者利用施設や市民ホール等に避難に関する情報を伝達している。</p>	
	<p>4●令和元年東日本台風においても防災行政無線が聞こえにくかったという意見が寄せられており、大雨・暴風により防災行政無線等の音声聞こえない場合を想定した対応を考える必要がある。</p>	E-1
	<p>5●災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、洪水浸水想定区域図等の中身を詳しく理解している人は約3割*にとどまっており、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。</p>	E-2
(F) 避難誘導體制	<p>1○避難誘導は、地域防災計画に基づき市職員、消防本部、警察、水防団、自治会及び自主防災組織等が実施する。</p> <p>2○要配慮者の避難誘導體制を定めている。</p> <p>3○住民の避難訓練、講演会、研修会、防災教育による啓発活動を実施している。</p>	
	<p>4●外国人の避難誘導體制が確保されていない地域がある。</p>	F-1
	<p>5●洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち、避難確保計画の策定や避難訓練が未実施の施設がある。</p>	F-2

*数値根拠については図7参照

項目	○現状（令和7年度末時点）と●課題	
	6●洪水浸水想定区域内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者に該当する方の風水害に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定を進める必要がある。	F-3

②水防に関する事項

項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題	
(G) 河川水位等に係る情報の提供	1○災害対策本部から河川水位情報について水防団への連絡体制を定めている。	G-1
	2●河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないように関係機関と連携を強化する必要がある。	
(H) 河川の巡視区間	1○出水期前に、自治体、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施している。また、出水時には、水防団と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	H-1
	2○河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有する連絡体制がある。	
	3●洪水中の巡視（特に夜間）は、安全確保に懸念がある。	
(I) 水防活動の実施体制	1○水防協力団体、自主防災組織の立ち上げ補助や育成を行っている。	I-1
	2○自主防災組織への資機材の補助を行っている。	
	3○浸水想定区域内に、市町庁舎や災害拠点病院がある。	
	4●水防団員数の減少と高齢化、サラリーマン団員の増加率等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。	I-1
	5●市町庁舎や災害拠点病院等において、自衛水防の体制に懸念がある。	I-2

項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題	
(J) 水防資機材の整備状況	1○水防倉庫等を設置し、各機関は水防資機材を備蓄している。	
	2●水防資機材の点検、十分な補充ができていない地域がある。	J-1
	3●大規模水害の際に水防資機材が不足する。特に取り扱いの容易な救助用のボートが不足する地域がある。	J-2

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題	
(K) 排水施設、排水資機材の操作・運用	1○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。	
	2○排水樋管の確実な運用体制を確保するため、排水樋管の操作要領や操作マニュアル等を作成している。	
	3○直轄樋管の操作を不要とするため無動力化ゲートを導入している。	
	4○排水樋管の操作を自治体に委託している。	
	5●鳥・神流川の堤防天端は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行できない幅の狭い区間がある。	K-1
	6●既存の排水施設、排水系統を考慮しつつ、想定される大規模浸水に対し、早期の社会機能回復の対応のため関係機関との連携強化が必要である。	K-2
	7●排水樋管の確実な運用体制を確保する必要がある。	K-3
(L) ダム等の危機管理型の運用	1○規定の操作ルールにより、下久保ダムの防災操作を実施している。	

項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題	
	<p>2○洪水の発生が予想される場合には、操作規則に基づき洪水警戒体制を執るとともに、関係機関へ体制発令の通知を行っている。</p> <p>3○ダムからの放流及び防災操作開始時等においては、関係機関へ通知を行う。また、下流警報局舎のサイレン吹鳴及びスピーカ放送を行うとともに、警報車による巡視を行っている。</p> <p>4○下流洪水被害軽減のため、所定の条件を満たした場合には、事前放流により洪水調節容量を増加させる取組を行っている。</p>	
	<p>5●今後も大規模降雨に対して、特別防災操作を含めたダム操作に関する情報の伝達などを関係機関と密に共有を進める必要がある。</p>	L-1

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	○現状（令和2年度末時点）と●課題	
(M) 堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>1○堤防が整備されていない区間について、堤防整備を進めている。</p>	
	<p>2●堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間があり、水害発生リスクが高い地域がある。</p>	M-1

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な項目は次頁のとおりである。なお、取組進捗や実施内容等は付属の別紙2及び別紙3のとおりである。

また、次の取組については、本協議会の重点取組項目に位置づけ、各構成員が連携し取組を実施する。

【本協議会の重点取組項目】

- ・ 要配慮者施設避難確保計画の作成・避難訓練の実施
- ・ 共助の仕組みの強化
- ・ 想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づく洪水ハザードマップの普及・啓発
- ・ 防災意識向上のための取組促進

以降、各構成機関が実施するハード対策及びソフト対策等のうち、主な取組項目、目標時期、取組機関については以下のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 洪水を安全に流すための対策				
1	気候変動を考慮した河川整備計画に基づく対策(堤防整備及び流下能力対策)	M-1	継続して実施	関東地方整備局
2	事前防災等に必要な樹木伐採等の実施	M-1	継続して実施	関東地方整備局
■ 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備				
3	堤防等の復旧を効率的に行うための水防拠点や堤防天端上の車両交換場所の整備促進	K-1	継続して実施	関東地方整備局
4	水防資機材の配備	J-1 J-2	継続して実施	市町、県、 関東地方整備局
5	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実	I-2	平成30年度から 順次実施	鉄道事業者
6	樋管の操作不要な無動力ゲートの導入による確実な運用体制の確保	K-3	継続して実施	関東地方整備局

2) ソフト対策の主な取組

①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
■情報伝達、避難計画等に関する取組				
7	リアルタイム情報の充実・提供	B-1 E-1 E-2 G-1	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者 関東地方整備局
8	流域タイムライン（防災行動計画）の 関連機関との連携状況や訓練の実施 等を踏まえた精度向上	B-1 C-2 L-1	平成 29 年度から 順次実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者 関東地方整備局
9	広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-5	継続して実施	市町
10	緊急避難場所の拡充	D-1 D-2	継続して実施	市町
11	【重点】 要配慮者利用施設における避難確保計 画の作成、避難訓練の実施	F-2	継続して実施	市町、県
12	【重点】 共助の仕組みの強化	D-1 F-1 F-2 F-3	平成 30 年度から 順次実施	市町、県
13	洪水時におけるホットライン	C-2	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者 関東地方整備局
14	市町のまちづくり担当部局等に対し、水 害リスク情報を提供	A-1	令和 3 年度から 順次実施	市町、 関東地方整備局
15	避難場所(避難所)改善検討	D-2 D-3	継続して実施	市町

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組				
16	【重点】 想定し得る最大規模降雨による洪水 浸水想定区域に基づく、洪水ハザード マップの普及・啓発	A-1 C-1 D-1 E-2 F-1	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者 関東地方整備局
17	気象庁で提供する防災気象情報活用 に向けた普及・啓発	B-1 C-2	継続して実施	気象庁
18	【重点】 防災意識向上のための取組促進	A-1 B-1 D-1 E-2 F-3	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 関東地方整備局
19	災害リスクの現地表示の促進 (まるごとまちごとハザードマップの実施)	A-1 D-1 E-2	継続して実施	市町、県

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の
取組

水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下の
とおり実施する。

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組				
20	自治体、地域住民、水防団等と洪水に 対してリスクが高い区間(重要水防箇所 等)の共同点検を実施	C-2 D-1 E-2 H-1 J-1 J-2 K-1	継続して実施	市町、県、 水資源機構、 気象庁、 鉄道事業者 関東地方整備局
21	水防に関する訓練・広報の充実	H-1 I-1 J-1 J-2	継続して実施	市町、県、 気象庁、 関東地方整備局

③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とする排水活動及び施設運用強化の取組

一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための効果的な排水活動に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目		課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び施設運用の強化に関する取組				
22	関係機関と連携した水防技術の継承等のための水防訓練の実施	K-2 K-3	平成 29 年度から 定期的に実施	市町、県、 関東地方整備局
23	排水樋管の管理者（操作委託者）による樋管操作訓練の実施	K-2 K-3	令和 3 年度から 定期的に実施	市町、 関東地方整備局

7. フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、重点取組項目について進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。重点以外の取組については、各構成機関より本協議会にて自発的な報告・共有を図ることとする。

また、取組の達成状況や水防災への意識の変化及び認識・知識等の度合いを測る意識アンケート調査については、浸水想定区域内に居住、もしくは行動範囲のほとんどを浸水想定区域が占める住民を主な対象として目標の中間年度と最終年度に実施する。得られたデータに基づき分析を行い、取組状況・課題を把握するとともに、全国における他の取組の実態や技術開発の動向等も踏まえ、必要に応じて取組の重要度、優先度を付けながら取組方針を見直すこととする。

なお、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

取組状況の課題一覧

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	機関毎の課題											【参考】R2年度末時点における鳥・神流川流域としての課題		
	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (利根川上流総合管理所)	前橋地方気象台	熊谷地方気象台	JR東日本高崎支社		上信電鉄株式会社	高崎河川国道事務所
(A) 想定される 浸水リスク の周知	・R5.3に高崎市ハザードマップを改訂し、中小河川の浸水想定区域を反映する。今まで浸水想定区域でなかった地域に関して浸水リスクの周知を徹底する必要がある。	・令和5年度に作成したHMを活用し、出前講座等の場で浸水リスク等について周知する必要がある。	・浸水リスクが地域住民に十分に認知されておらず、避難行動に繋がられるか懸念される。	・洪水ハザードマップにおける浸水リスクが地域住民に十分理解されていないことが想定されることから、出前講座や災害リスクの現地表示により、周知の徹底を図る必要がある。	・洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが、地域住民に十分に理解されていないことが想定されることから、防災ガイド・ハザードマップ等を活用し、周知の徹底を図る必要がある。 ・地元区長からの要望等により、R4～6年度に90カ所の電柱に想定浸水深を表示し、多くの地域住民に浸水リスクが理解されてきたが、一部住民より否定的な意見も寄せられている。	・洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが地域住民に十分に認知されておらず、浸水継続時間や家屋倒壊等氾濫想定区域などの情報を正確に理解し、避難行動に繋がられるか懸念される。(河川課)	・洪水浸水想定区域図や市の洪水ハザードマップ等における浸水リスクが地域住民に十分理解されていないことが想定され、避難行動に繋がっていない懸念がある。	・タム下流の県管理区間の浸水想定区域図が河川管理である群馬県及び埼玉県により公表されているが、地域住民の認知が必ずしも十分ではないため、各県が行う周知活動の支援を行う必要がある。	・継続した周知活動を実施する必要がある。	・継続した周知活動を実施する必要がある。			・防災知識向上のための、出前講座等の実施により住民等への普及活動を行う必要がある。	【A-1】洪水浸水想定区域図や市町の洪水ハザードマップ等における浸水リスクが地域住民に十分理解されていないことが想定され、避難行動に繋がっていない懸念がある。
(B) 洪水時における河川水位等の情報提供等の内容	・情報発信元である前橋地方気象台や高崎河川国道事務所との連絡を密にし、常に最新の情報を得ることに努め、あらゆる事態にも対応できるよう複数の手段を予め講ずる必要がある。	・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による取べき対応について、住民に十分理解されていないことが懸念される。出前講座により防災知識の向上を図る必要がある。	・洪水予報等の防災情報の意味やその情報により取るべき対応について、より一層の情報の提供を周知、広報する必要がある。	・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。(河川課)	・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が地域住民に十分理解されていないことが懸念される。	・近年頻発している集中豪雨や異常洪水に対応するために、避難を促す緊急行動に向けて、流域市長が避難の時期・区域を適切に判断するための支援や流域住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための支援を進める必要がある。	・防災気象情報を住民自らが避難に活用できるよう継続した周知活動を実施する必要がある。	・防災気象情報を住民自らが避難に活用できるよう継続した周知活動を実施する必要がある。 ・住民自らの避難行動に資する新たな防災気象情報の体系の運用を令和8年出水期から開始する予定であり、現行の防災気象情報の情報名称や内容に変更が生じることから、市町村及び住民に向けての周知活動を実施する必要がある。			・洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。	【B-1】洪水予報等の防災情報の意味やその情報による対応が地域住民に十分理解されていないことが懸念される。
(C) 避難情報の 発令基準	・避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）を策定したが、その位置付けや内容を地域防災計画に反映させていない。 ・高齢者等避難は要配慮者へ行動を促す情報という面もあるが、要配慮者の中にはベッドから動かすだけでも困難であり体調を崩してその後の生活に支障がある方がいる中で移動が困難な方々に対して避難指示等よりも頻出する高齢者等避難で避難行動を促しても、現実的には避難行動に繋がりにくい。 ・井野川等の中小河川においては短時間で水位が上昇することもあるため避難情報の発令基準が非常に難しい。	・ホットラインのタイミングや情報伝達の内容及び手段に関して、常に関係機関と密に共有し、あらゆる手段を予め講じていく必要がある。	・急激な水位上昇時に適切なタイミングで適確な情報を伝達できるか懸念される。	・氾濫位置により、氾濫区域が広範囲になることを想定しておく必要がある。また、ホットライン等を活用し、逃げ遅れの無いよう適切なタイミングで発令をしなければならない。	・氾濫箇所により、氾濫区域が広範囲になることが懸念される。 ・広域避難計画の策定は、近隣市町の認識や調整が必要となる。 ・ホットラインのタイミングや情報伝達の内容及び手段に関して、常に関係機関と密に共有していく必要がある。	・氾濫位置により、氾濫区域が広範囲になることを想定しておく必要がある。(河川課)	・避難情報発令の遅れを懸念している。	・ホットラインのタイミングや情報伝達の内容及び手段に関して、常に関係機関と密に共有し、あらゆる手段を予め講じていく必要がある。	・関係機関との連携、定期的な情報交換が必要。	・関係機関との連携、定期的な情報交換が必要。	・関係機関との連携及び定期的な情報交換を実施する必要がある。	・関係機関との連携、定期的な情報交換が必要。	・ホットラインのタイミングや情報伝達の内容及び手段に関して、常に関係機関と密に共有し、あらゆる手段を予め講じていく必要がある。	【C-1】氾濫位置により、氾濫区域が広範囲になることを想定しておく必要がある。 【C-2】ホットラインのタイミングや情報伝達の内容及び手段に関して、常に関係機関と密に共有し、あらゆる手段を予め講じていく必要がある。

①情報伝達、避難計画等に関する事項（つづき）

項目	機関毎の課題											【参考】R2年度末時点における鳥・神流川流域としての課題		
	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (利根川上流総合管理所)	前橋地方気象台	熊谷地方気象台	JR東日本高崎支社		上信電鉄株式会社	高崎河川国道事務所
(D) 避難場所 避難経路	<ul style="list-style-type: none"> 近隣の自治体と連携し、災害時における避難所の情報を共有できる体制を構築する。 届出避難所制度を活用してもらい、各町内で分散して避難できるようにする。 自助・共助の重要性について自主防災会の活動を通じて住民へさらに周知する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の方法や必要性について、出前講座等の場を活用し周知することで知識の習熟を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症流行時での、避難所運営に不安がある。 広範囲に浸水した場合、避難所が不足する恐れがある。 危険箇所の回避等、避難経路の検討が必要。 広域避難について、他の自治体との協議をどのように進めるかが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難の必要性、避難経路や避難場所について広報や出前講座にて周知をしていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて対応いただけるよう、避難の必要性について住民に理解を深めていただきたい。このため、水防災の説明会などを実施して周知していく必要があるが、十分な実施ができていない。 自助・共助の取り組みを促進し、自主防災組織の設置について進めてもらう必要がある。 町の面積の半分以上が浸水想定区域となっているため、広範囲な浸水により多くの避難者が生じ、避難所が不足する恐れがある。 近隣市町などへの広域避難を想定しておく必要があるが、十分な取組が行えず、広域避難計画の策定も着手できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 質的・量的な避難所の確保が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての住民に理解してもらえよう、引続き周知を図っていく必要がある。 避難場所や避難場所までの安全な避難経路を全ての住民が把握し、適切な避難行動を執ってもらえるよう、引続き周知を図っていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年頻発している集中豪雨や異常洪水に対応するために、避難を促す緊急行動に向けて、流域市長が避難の時期・区域を適切に判断するための支援や流域住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための支援を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村との勉強会や出前講座等を通じて防災知識の普及活動を実施しているところであるが、鳥・神流川流域を限定した水災害教育の実施の機会には数が限られる。さらなる関係機関との連携、定期的な情報交換が必要と思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 市町村との勉強会や出前講座等を通じて防災知識の普及活動を実施しているところであるが、鳥・神流川流域を限定した水災害教育の実施の機会には数が限られる。さらなる関係機関との連携、定期的な情報交換が必要と思われる。 			<ul style="list-style-type: none"> 防災知識向上のための、出前講座等の実施により住民等への普及活動を行う必要がある。 	<p>【D-1】水害の危険性を認識していない地域住民が約13%、避難する際の準備を日頃から実施していない地域住民が約66%存在しており、浸水想定区域内にお住まいの住民等が避難の必要性を十分理解していない懸念がある。</p> <p>【D-2】広範囲な浸水による避難者数の増加や避難場所・避難所の浸水等により、市内で避難場所・避難所が不足する恐れがある。</p> <p>【D-3】災害時にお互いの避難所情報の共有ができていない。</p> <p>【D-4】危険箇所を考慮した避難経路の検討ができていない地域がある。</p> <p>【D-5】広域避難として近隣自治体への避難を想定しているが、十分な取組ができていない。</p>
(E) 住民等への 情報伝達の 体制や方法	<ul style="list-style-type: none"> 高崎市が運用する「安心ほっとメール」や「災害時電話・FAXサービス」の登録を促し、防災行政無線だけでなく住民に情報伝達を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民自らの避難行動支援のため効果的な情報伝達のため、HP等で公開している防災気象情報について継続した周知活動を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 台風等の風水害時の屋外での広報は、正確性に欠けるため、情報弱者に対して固定電話への伝達を検討する必要がある。 災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線、防災メール、SNS、HP、広報車等により情報伝達方法の多重化を実施する。防災行政無線を屋内で聞く事ができる戸別受信機や防災メールについては利用者促進を図る必要がある。また、出前講座により防災知識の向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災行政無線のデジタル化を行ったが、広報塔（スピーカー）からの情報伝達は、大雨や暴風時には聞こえない事態が発生すると考えられるので、防災メールの登録や放送内容を電話で聞き直しができる自動応答装置の利用を促進する必要がある。 情報伝達方法の多重化のため、架電サービスの活用と周知・啓発を推進する必要がある。 住民へハザードマップの正しい理解や水位情報などの利活用を進めていただくため、引き続き水防災に関する講座等を開催し、防災知識の普及啓発を推進する必要がある。 新たな手段を導入しても、防災行政無線（広報塔）からの音声が行き届かない。 情報伝達手段の多重化・多様化を進めるため、架電サービスをR.6.3から開始したが、登録数が約90件である。 協定を締結していた、ほんじょうFMが令和7年10月31日で閉局となったため、緊急放送による情報伝達ができなくなった。 	<ul style="list-style-type: none"> 各機関が総合防災情報システムを用いて情報共有できるようにするため、その活用と習熟度を高める必要がある。（危機管理課） 	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年頻発している集中豪雨や異常洪水に対応するために、避難を促す緊急行動に向けて、流域市長が避難の時期・区域を適切に判断するための支援や流域住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための支援を進める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民自らの避難行動支援のため効果的な情報伝達のため、HP等で公開している防災気象情報について継続した周知活動を実施する必要がある。 住民自らの避難行動に資する新たな防災気象情報の体系の運用を令和8年出水期から開始する予定であり、現行の防災気象情報の情報名称や内容に変更が生じることから、市町村及び住民に向けての周知活動を実施する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関とのネットワークを活用し、必要により情報の共有を図ると共に、各報道機関への列車運行情報の提供を行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民及び沿線自治体への情報提供を速やかに行う必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 過去の洪水時に個別の電話対応で人員を割いてしまったので、電話の自動応答やSNSを活用した情報発信等の活用を図る必要がある。 	<p>【E-1】令和元年東日本台風においても防災行政無線が聞こえにくかったという意見が寄せられており、大雨・暴風により防災行政無線等の音声が行き届かない場合を想定した対応を考える必要がある。</p> <p>【E-2】災害情報について洪水ハザードマップ等にて周知を行っているが、洪水浸水想定区域図等の中身を詳しく理解している人は約3割*にとどまっており、住民へ十分浸透しておらず、水位情報のみを伝えても効果がない。</p>	
(F) 避難誘導 体制	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の避難確保計画についてはある程度目途が立ったため、今後は訓練の実施を要請し、100%の達成率を目指す必要がある。 現状、訓練の実施率向上に努めているが、施設によっては残りの利用者数が多いことや通院のみの利用者数が多いこと、訓練実施のタイミングや対象の範囲等を施設側に示すことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設の中で、避難確保計画が未策定、避難訓練が未実施の施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人の避難誘導体制が確保されていない。 要配慮者の個別避難計画を策定していない。 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難訓練が未実施の施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難訓練の実施を要請し、継続を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 防災ガイドハザードマップ（外国語表記版）の配布及び周知・啓発。 浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練が未実施の施設がある。 避難行動要支援者に対する個別避難計画作成の推進。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練が未実施の施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練が未実施の施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練が未実施の施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練が未実施の施設がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の策定や避難訓練が未実施の施設がある。 			<p>【F-1】外国人の避難誘導体制が確保されていない地域がある。</p> <p>【F-2】洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設のうち、避難確保計画の策定や避難訓練が未実施の施設がある。</p> <p>【F-3】洪水浸水想定区域内に居住する要配慮者のうち、避難行動要支援者に該当する方の風水害に対する具体的な避難方法等についての個別計画の策定を進める必要がある。</p>	

*：R5年度において、高崎河川国道事務所管内にある高崎市、藤岡市、玉村町、神川町、上里町の町丁目単位で鳥川・神流川・鍋川・碓氷川洪水浸水想定区域内にお住まいの方々を対象に、無作為に実施した地域住民意識アンケートの回答（有効回答）数に対する割合

②水防に関する事項

項目	機関毎の課題											【参考】R2年度末時点における 鳥・神流川流域としての課題		
	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (利根川上流総合管理所)	前橋地方気象台	熊谷地方気象台	JR東日本高崎支社		上信電鉄株式会社	高崎河川国道事務所
(G) 河川水位等 に係る 情報提供	・情報発信元である前橋地方気象台や高崎河川国道事務所との連絡を密にし、常に最新の情報を得ることに努め、あらゆる事態にも対応できるような複数の手段を予め講じておく必要がある。	・河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないよう関係機関と連携を強化する必要がある。	・河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないよう関係機関と連携を強化する必要がある。	・河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないよう関係機関と連携を強化する必要がある。	・河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないよう関係機関と連携を強化する必要がある。	・河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないよう関係機関と連携を強化する必要がある。	・河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないよう関係機関と連携を強化する必要がある。	・近年頻発している集中豪雨や異常洪水に対応するために、避難を促す緊急行動に向けて、流域市長が避難の時期・区域を適切に判断するための支援や流域住民が自らリスクを察知し主体的に避難するための支援を進める必要がある。	・引き続き、防災対応の初動が遅れる事が無いよう市町村との勉強会やワークショップを実施し、地域防災力向上に直結する支援を必要がある。	・引き続き、防災対応の初動が遅れる事が無いよう市町村との勉強会を実施し、地域防災力向上に直結する支援を必要がある。			・河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないよう関係機関と連携を強化する必要がある。	【G-1】河川水位等の最新情報の把握に努め、防災対応に遅れが生じないよう関係機関と連携を強化する必要がある。
(H) 河川の 巡視区間	・洪水中の巡視は、職員の安全確保に懸念がある。	・河川ごとに巡視区間を定める必要がある。	・洪水中の巡視（特に夜間）は、安全確保に懸念がある。	・洪水中の巡視は、安全確保に懸念がある。	・洪水中の巡視（特に夜間）は、安全確保に懸念がある。	・洪水中の巡視（特に夜間）は、安全確保に懸念がある。	・洪水中の巡視（特に夜間）は、安全確保に懸念がある。	・洪水中の巡視（特に夜間）は、安全確保に懸念がある。					・洪水中の巡視（特に夜間）は、安全確保に懸念がある。	【H-1】洪水中の巡視（特に夜間）は、安全確保に懸念がある。
(I) 水防活動の 実施体制	・新町支所が浸水による被害を受けた場合でも、行政機関として従来通りの業務が可能な代替施設や体制を構築する必要がある。	・水防工法訓練の実施により、水防団等の知識及び技術向上を図る必要がある。 ・災害拠点病院である「公立藤岡総合病院」がH29.11に移転し、最大0.9mの浸水深が想定される浸水想定区域に位置している。	・水防団員数の減少と高齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。	・水防団員数が減少傾向であり、後継者不足が懸念される。 ・水防工法訓練の実施により、水防団員等の知識及び技術向上を図る必要がある。	・水防団員の高齢化とサラリーマン団員の増加等が懸念される。	・水防団員数の減少と高齢化、サラリーマン団員の増加等により実働出勤者の減少、水防工法、水防技術の知識低下。（河川課）	・水防団の水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。				市町庁舎や災害拠点病院等において、自衛水防の体制に懸念がある。		・水防団等の人員不足や技術力の課題に対し、出前講座や共同点検等の実施により技術向上を図る必要がある。	【I-1】水防団員数の減少と高齢化、サラリーマン団員の増加率等により実働出勤者が減少し、また、水防工法、水防技術の知識低下が懸念される。 【I-2】市町庁舎や災害拠点病院等において、自衛水防の体制に懸念がある。
(J) 水防資機材 の整備状況	・水防資機材の点検、補充を定期的実施していない。 ・大規模水害の際には水防資機材は不足する。	・ボートが古く、重量もあり扱いが難しいと考えられるため、新しいボートの購入を検討する必要がある。	・水防資機材の点検を実施しているが、補充が十分でない。 ・水防団が活動時に着用するライフジャケットについて数が不足しているので全員分を目標に整備する必要がある。 ・ボートについては新たに2艘購入したので、既存の2艘と合わせ4艘となった。今後は訓練を行う必要がある。	・水防資機材の点検、補充が十分ではない。 ・水防資材の点検、補充を定期的実施できていない。 ・長浜にあった水防倉庫から必要な資機材を二分回車庫に移設を行った。忍保については、家屋倒壊等氾濫想定区域に倉庫がある。	・未使用資材の品質確保の継続、大規模災害時の資材確保に懸念がある。 ・水防資機材の点検、補充を定期的実施していない。（河川課）	・水防資機材の点検、補充が十分ではない。							・大規模水害の資器材不足の際は、近隣事務所や他機関との連携を図る必要がある。	【J-1】水防資機材の点検、十分な補充ができていない地域がある。 【J-2】大規模水害の際に水防資機材が不足する。特に取り扱いの容易な救助用のボートが不足する地域がある。

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	機関毎の課題											【参考】R2年度末時点における 鳥・神流川流域としての課題		
	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (利根川上流総合管理所)	前橋地方気象台	熊谷地方気象台	JR東日本高崎支社		上信電鉄株式会社	高崎河川国道事務所
(K) 排水施設 排水資機材 の 操作・運用	・建設部を中心とした堤防等設備の見直しや、必要があれば強化・補強を順次優先度を考慮し行う。	・排水樋管の確実な運用体制を確保するため、全ての樋管において操作要領を作成する必要がある。	・既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、想定される大規模浸水に対し、新たな排水設備を整備する予定だが、確実な住民避難や早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。										・樋管の無動力化を推進する必要がある。	【K-1】鳥・神流川の堤防天端は、水防活動や堤防被災時等の復旧活動時に、大型車両が通行できない幅の狭い区間がある。 【K-2】既存の排水施設、排水系統を考慮しつつ、想定される大規模浸水に対し、早期の社会機能回復の対応のため関係機関との連携強化が必要である。 【K-3】排水樋管の確実な運用体制を確保する必要がある。
(L) ダム等の 危機管理型 の運用								・令和元年台風19号洪水時に実施した800m ³ /s一定量放流（特別防災操作）を踏まえ、今後、ダム操作などの情報について、関東地方整備局等の関連機関とより密な情報共有を進める必要がある。						【L-1】今後も大規模降雨に対して、特別防災操作を含めたダム操作に関する情報の伝達などを関係機関と密に共有を進める必要がある。

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	機関毎の課題											【参考】R2年度末時点における 鳥・神流川流域としての課題		
	高崎市	藤岡市	玉村町	神川町	上里町	群馬県	埼玉県	水資源機構 (利根川上流総合管理所)	前橋地方気象台	熊谷地方気象台	JR東日本高崎支社		上信電鉄株式会社	高崎河川国道事務所
(M) 堤防等河川 管理施設の 現状の 整備状況 及び今後の 整備内容													・水害発生リスクの高い地域への堤防整備や河道掘削等を継続する必要がある。	【M-1】堤防が整備されていない区間や流下能力が不足している区間があり、水害発生リスクが高い地域がある。

概ね5年で実施する取組

注) 下線は重点取組項目

○：取組対象項目

■：取組方針の取組対象外

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施期間													
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	利 根 川 上 流 総 合 管 理 所	気象庁		鉄道事業者		高 崎 河 川 国 道 事 務 所	関 東 地 方 整 備 局
														前 橋 地 方 気 象 台	熊 谷 地 方 気 象 台	J R 東 日 本 高 崎 支 社	上 信 電 鉄		
2) ソフト対策の主な取組 円滑かつ迅速な避難行動のための取組																			
■ 情報伝達、避難計画等に関する取組																			
		7	リアルタイム情報の充実・提供	B-1 E-1 E-2 G-1	継続して実施														
		8	流域タイムライン（防災行動計画）の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	B-1 C-2 L-1	平成29年度から 順次実施														
		9	広域避難計画の策定	C-1 D-1 D-2 D-3 D-5	継続して実施				■		■	■	■	■	■	■	■		
		10	緊急避難場所の拡充	D-1 D-2	継続して実施	■					■	■	■	■	■	■	■		
		11	<u>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施</u>	F-2	継続して実施							■	■	■	■	■	■		

概ね5年で実施する取組

注) 下線は重点取組項目

○ : 取組対象項目

■ : 取組方針の取組対象外

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施期間																			
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	利 根 川 上 流 総 合 管 理 所	気象庁		鉄道事業者		高 崎 河 川 国 道 事 務 所	関 東 地 方 整 備 局						
														前 橋 地 方 気 象 台	熊 谷 地 方 気 象 台	J R 東 日 本 高 崎 支 社	上 信 電 鉄								
		12	<u>共助の仕組みの強化</u>	D-1 F-1 F-2 F-3	平成30年度から 順次実施																				
		13	洪水時におけるホットライン	C-2	継続して実施																				
		14	市町のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供	A-1	令和3年度から 順次実施																				
		15	避難場所（避難所）改善検討	D-2 D-3	継続して実施																				

概ね5年で実施する取組

注) 下線は重点取組項目

○：取組対象項目

■：取組方針の取組対象外

項目	事項	番号	内容	課題の 対応	目標 時期	実施期間													
						高 崎 市	藤 岡 市	玉 村 町	神 川 町	上 里 町	群 馬 県	埼 玉 県	利 根 川 上 流 総 合 管 理 所	気象庁		鉄道事業者		高 崎 河 川 国 道 事 務 所	関 東 地 方 整 備 局
														前 橋 地 方 気 象 台	熊 谷 地 方 気 象 台	J R 東 日 本 高 崎 支 社	上 信 電 鉄		
2) ソフト対策の主な取組 円滑かつ迅速な避難行動のための取組																			
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																			
		16	<u>想定し得る最大規模降雨による洪水浸水想定区域に基づき、洪水ハザードマップの普及・啓発</u>	A-1 C-1 D-1 E-2 F-1	継続して実施														
		17	気象庁で提供する防災気象情報活用に向けた普及・啓発	B-1 C-2	継続して実施														
		18	防災意識向上のための取組促進	A-1 B-1 D-1 E-2 F-3	継続して実施														
		19	災害リスクの現地表示の促進 (まるごとまちごとハザードマップの実施)	A-1 D-1 E-2	令和3年度から 順次実施														

概ね5年で実施する取組

取組対象 (R8～)	取組対象外
---------------	-------

令和8年3月時点、令和8年4月以降においても、フォローアップを踏まえて実施内容の変更・追加等をする予定です。

項目	事項	取組実施時期	番号	内容	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (利根川上流総合管理所)		気象庁				鉄道事業者				関東地方整備局 (高崎河川国道事務所)							
					実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
2) ソフト対策の主な取組 ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組																																				
■情報伝達、避難計画等に関する取組																																				
		R08年度以降	7	リアルタイム情報の充実・提供	・X(旧Twitter)、Facebook等SNSを用いたリアルタイムでの情報発信 ・高齢者等情報弱者と呼ばれる市民へのブッシュ型情報発信の研究・検討	・継続して実施 ・令和3年度以降実施	・ふじおかほっとメール、X(旧Twitter)、HP、防災ふじおかvoice(避難情報等を固定電話へ一斉に情報発信するサービス)、広報車、エリアメールによる情報発信 ・藤岡市の情報伝達手段である、ほっとメール(登録制)、X(旧Twitter)、HP、広報車、防災ふじおかvoiceの他、必要なものがあれば検討し追加していく ・群馬県や国が公開しているリアルタイム情報へのリンク先をHP等に掲載し、提供	・継続して実施	・エリアメール、メール(メルたま)、HP、電話、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼、コミュニティFMによる情報提供 ・登録制メール「メルたま」への登録をPR ・携帯、スマホを持たない世帯への固定電話での情報提供 ・SNSを用いたリアルタイムでの情報発信	・継続して実施	・防災行政無線(スピーカー、戸別受信機)、メール、HP、電話、LINEによる情報提供、広報車、TV・ラジオ等報道機関への依頼 ・避難行動支援者施設へは電話連絡 ・令和2年度に防災行政無線をアナログ方式からデジタル方式に更新したことに伴い、デジタル方式に対応した戸別受信機の配布を行う(配布済みの防災ラジオは回収) ・SNSを用いたリアルタイムでの情報発信	・継続して実施	・防災行政無線(広報塔)、防災メール、エリアメール、HP、架電サービス、広報車、データ放送等による情報提供 ・LINEを活用した情報提供 ・ライブカメラ等の設置の予定は無いが、国土交通省による設置済みカメラ等の情報を利用して情報提供する	・継続して実施	・台風の接近等では県HPで県民に対する注意喚起を掲載 ・総合防災情報システムによりLアラートやSNSへの配信を行い、TV・ラジオ等の様々なメディアを通じ、住民への迅速な情報提供が可能 ・水位、雨量、河川監視カメラ画像等を公開(群馬県水位雨量情報システム等) ・リアルタイム水害リスク情報システムを活用した情報提供	・継続して実施	・台風の接近時に県HP、SNS等での注意喚起を実施 ・「川の防災情報」等のHPによるリアルタイムの情報提供の実施 ・SNSやアラート、エリアメール等の様々なメディアを通じた住民への迅速な情報提供の実施 ・水位、雨量、河川監視カメラ画像等を一般公開(埼玉県川の防災情報等)	・継続して実施	・防災操作開始時等の関係機関へ通知、川の防災情報(HP)への掲示、サイレン吹鳴、警報車による巡視等 ・HPにて洪水調節効果をリアルタイムに情報提供	・継続して実施	・気象庁HP、防災情報提供システム(インターネット)、報道機関を通じて情報提供(指定河川洪水予報、防災気象情報等) ・気象庁HPにて洪水警報の危険度分布情報を提供 ・台風説明会の実施 ・顕著現象の予想時には県及び各市町村の防災担当者を対象に、Web会議による説明会「地域防災支援チャンネル」を随時実施	・継続して実施	・気象庁HP、防災情報提供システム(インターネット)、報道機関を通じて情報提供(指定河川洪水予報、防災気象情報等) ・気象庁HPにて「大雨キキクル」「洪水キキクル」「浸水キキクル」を提供 ・台風説明会等の実施	・継続して実施	・気象庁HPにて「大雨キキクル」「洪水キキクル」を提供 ・台風説明会等の実施	・継続して実施	・広報を通じた各種メディアへのスピーディな情報配信 ・JR東日本公式ホームページ、JR東日本アプリにてタイムリーに情報発信	・継続して実施	・HPや社線内電話を活用し情報提供する際の住民および沿川自治体(水防管理者)・河川管理者との有効的な情報提供と共有体制の構築	・通年	・河川水位の動向に応じた、住民避難等に資する「洪水予報」を関東地方整備局(高崎河川国道事務所)と気象台の共同発表を実施 ・緊急速報メールを活用した洪水情報提供 ・平常時においてX等のSNSを活用した水防に関するイベントや情報提供を実施 ・洪水時においてもX等のSNS、HP等による河川情報等の提供を実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施	・継続して実施
		R08年度以降	8	流域タイムライン(防災行動計画)の関連機関との連携状況や訓練の実施等を踏まえた精度向上	・タイムラインの実行性確認のための訓練の実施及びタイムラインの精度向上	・継続して実施	・タイムラインの実行性確認のための訓練の実施及びタイムラインの精度向上	・継続して実施	・タイムラインの実行性確認のための訓練の実施及びタイムラインの精度向上	・継続して実施	・タイムラインの実行性確認のための訓練の実施及びタイムラインの精度向上	・継続して実施	・タイムラインの実行性確認のための訓練の実施及びタイムラインの精度向上	・継続して実施	・タイムラインの実行性確認のための訓練の実施及びタイムラインの精度向上	・継続して実施	・タイムラインの実行性確認のための訓練の実施及びタイムラインの精度向上	・継続して実施	・タイムラインの実行性確認のための訓練の実施及びタイムラインの精度向上	・継続して実施	・伝達内容・手段(電話、メール、Web会議等)、タイミングなどを関係機関と意見交換 ・緊急放流等の場合のダム操作情報の伝達タイミング等について関係機関と検討	・継続して実施	・防災気象情報の伝達内容・手段(電話、メール、Web会議等)、タイミングなどを関係機関と意見交換 ・市町のタイムラインの精度向上に対する支援	・継続して実施	・防災気象情報の伝達内容・手段(電話、メール、Web会議等)、タイミングなどを関係機関と意見交換 ・大規模災害を想定した総合防災訓練の実施による関係機関との連携の深度化 ・大規模災害を想定した総合防災訓練の実施による早期運転再開の判断および運休計画の深度化	・継続して実施	・伝達内容・手段(電話、メール、Web会議等)、タイミングなどを関係機関と意見交換	・通年	・タイムラインの実運用 ・タイムラインの実行性確認、伝達内容・手段(電話、メール、Web会議等)、タイミングなどの関係機関との連携強化のための意見交換及び訓練の実施	・令和元年度から継続して実施 ・平成30年度から継続して実施						
		R08年度以降	9	広域避難計画の策定	・最大規模の洪水浸水想定区域を踏まえ、緊急避難場所等も考慮した広域避難計画を作成	・継続して実施	・先進事例の情報収集	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・広域避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定	・継続して実施	・近隣の自治体と広域避難に関する協議を実施 ・避難計画の立案・策定					
		R08年度以降	10	緊急避難場所の拡充		・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保	・継続して実施	・緊急避難場所の確保				

概ね5年で実施する取組

取組対象 (R8～)	取組対象外
---------------	-------

令和8年3月時点。令和8年4月以降においても、フォローアップを踏まえて実施内容の変更・追加等をする予定です。

項目	事項	取組実施時期	番号	内容	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (利根川上流総合管理所)		気象庁				鉄道事業者				関東地方整備局 (高崎河川国道事務所)							
					実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
		R08年度以降	11	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、避難訓練の実施	・洪水浸水想定区域内で地域防災計画に載っている全ての要配慮者利用施設の管理者に避難確保計画を作成させる ・避難訓練の実施を促進 ・対象施設数、計画提出済み施設数、避難訓練実施施設数を把握	・令和8年度までに実施	・避難訓練の実施を促進 ・対象施設数、計画提出済み施設数、避難訓練実施施設数を把握	・継続して実施 ・継続して実施（毎年）	・避難訓練の実施を促進 ・対象施設数、計画提出済み施設数、避難訓練実施施設数を把握	・継続して実施 ・継続して実施（毎年）	・避難訓練の実施を促進 ・対象施設数、計画提出済み施設数、避難訓練実施施設数を把握	・継続して実施 ・継続して実施（毎年）	・洪水浸水想定区域内で地域防災計画に載っている全ての要配慮者利用施設の管理者に避難確保計画を作成させる ・避難訓練の実施を促進 ・対象施設数、計画提出済み施設数、避難訓練実施施設数を把握	・令和8年度までに実施	・作成が進んでいない市町に働きかけ推進	・継続して実施	・市町村及び要配慮者利用施設の所有者等に策定の呼びかけ	・継続して実施																		
		R08年度以降	12	共助の仕組みの強化	・要配慮者利用施設（福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設）への連絡網の確認・更新 ・情報伝達訓練 ・協議会等で、避難支援体制に関する事例を共有 ・要配慮者利用施設に向けた避難行動マニュアル等作成 ・自主防災組織への支援（結成時：20万円上限の補助、訓練時：10万円上限の補助）	・継続して実施 ・継続して実施 ・継続して実施	・ホームページ等にて、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を周知 ・協議会等で、避難支援体制に関する事例を共有 ・避難行動要配慮者の避難方法等の参考情報等を消防や警察、各区長へ提供 ・自主防災組織への支援（資器材購入費として、最大5万円（補助率2分の1））	・継続して実施 ・継続して実施 ・継続して実施	・要配慮者利用施設（福祉施設、幼稚園、保育所、介護施設）への連絡体制の確認・更新 ・情報伝達訓練 ・協議会等で、避難支援体制に関する事例を共有 ・要配慮者の避難方法等の参考情報等を要配慮者が身近にいる住民へ提供 ・自主防災組織には要配慮者名簿を配布し、非常時だけでなく日常からの見守りに役立ててもらおう ・群馬県と連携し、防災士を増やす取り組みを実施	・継続して実施 ・継続して実施 ・継続して実施	・要配慮者利用施設（福祉施設、幼稚園、介護施設）への連絡体制の確認・更新 ・情報伝達訓練 ・協議会等で、避難支援体制に関する事例を共有 ・要配慮者の避難方法等の参考情報等を要配慮者が身近にいる住民へ提供 ・自主防災組織への支援（活動補助金や、資器材購入の補助）	・継続して実施 ・継続して実施 ・継続して実施	・「群馬県防災士養成講座」の開催、地域での防災活動の中核となる人材である「くま地域防災アドバイザー」の育成 ・水防団の人数、年齢構成を把握	・継続して実施 ・継続して実施 ・継続して実施	・研修会の開催	・継続して実施	・協議会等の開催	・協議会等で、避難支援体制に関する事例を共有 ・要配慮者の避難方法等の参考情報等を要配慮者が身近にいる住民へ提供 ・自主防災組織への支援（立ち上げ支援、水防資器材の補助） ・自主防災組織の防災リーダーの指定、育成	・継続して実施																	

概ね5年で実施する取組

取組対象 (R8～) 取組対象外

令和8年3月時点、令和8年4月以降においても、フォローアップを踏まえて実施内容の変更・追加等をする予定です。

項目	事項	取組実施時期	番号	内容	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (利根川上流総合管理所)		気象庁				鉄道事業者				関東地方整備局 (高崎河川国道事務所)							
					実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
		R08年度以降	13	洪水時におけるホットライン	・連絡網の確認 ・訓練 ・ホットラインの実施	・出水期前に継続して実施 ・出水期前に実施 ・状況に応じて実施	・連絡網の確認 ・関係機関とのホットラインを取り入れた訓練の実施	・出水期前に継続して実施 ・出水期前に実施	・連絡網の確認 ・訓練 ・ホットラインの実施	・出水期前に継続して実施 ・出水期前に実施 ・状況に応じて実施	・連絡網の確認 ・訓練 ・ホットラインの実施	・出水期前に継続して実施 ・出水期前に実施 ・状況に応じて実施	・関係機関への連絡体制の確認 ・ホットラインに関する訓練の実施 ・ホットラインの実施	・出水期前に継続して実施 ・出水期前に実施 ・状況に応じて実施	・関係機関への連絡体制の確認 ・ホットラインに関する訓練の実施 ・ホットラインの実施	・出水期前に継続して実施 ・出水期前に実施 ・状況に応じて実施	・連絡網の確認 ・継続して実施 ・ホットラインの実施	・継続して実施 ・継続して実施 ・継続して実施	・ホットラインの実施(气象台(管理職等)から自治体防災担当者へ防災気象情報の提供と解説・助言) ・Webによるホットラインを使用したリアルタイムの情報提供を実施	・状況に応じて実施 ・継続して実施	・ホットラインの実施(气象台(管理職等)から自治体防災担当者へ防災気象情報の提供と解説・助言) ・Webによるホットラインを使用したリアルタイムの情報提供を実施	・状況に応じて実施 ・継続して実施	・関係機関とのホットラインによる連絡体制の確立	・継続して実施	・JR東日本高崎支社	・上信電鉄	・連絡網の確認 ・訓練 ・ホットラインの実施(関東地方整備局高崎河川国道事務所長から関係自治体首長へ増水時の河川状況や洪水予報の情報を補完する内容) ・令和3年出水期前に実施(状況に応じて対応)	・出水期前に継続して実施 ・出水期前に実施 ・継続して実施(状況に応じて対応)								
		R08年度以降	14	市町のまちづくり担当部局等に対し、水害リスク情報を提供	・依頼があった場合、不動産関連事業者に対して、水害リスクについて説明を行う	・必要に応じて実施	・まちづくり担当部局等に対し、水害リスク(浸水ナビ、洪水浸水想定区域図等)情報を提供 ・共有する ・不動産関連事業者等からの問い合わせに対し、水害リスクについての情報を提供	・継続して実施	・まちづくり担当部局等に対し、水害リスク(浸水ナビ、洪水浸水想定区域図等)情報を提供 ・共有する ・依頼があった場合、不動産関連事業者に対して、水害リスクについて説明を行う ・不動産関連事業者等からの問い合わせに対し、水害リスクについての情報を提供	・継続して実施	・まちづくり担当部局等に対し、水害リスク(浸水ナビ、洪水浸水想定区域図等)情報を提供 ・共有する ・依頼があった場合、不動産関連事業者に対して、水害リスクについて説明を行う	・継続して実施	・まちづくり担当部局等に対し、水害リスク(浸水ナビ、洪水浸水想定区域図等)情報を提供 ・共有する ・依頼があった場合、不動産関連事業者に対して、水害リスクについて説明を行う	・継続して実施	・まちづくり担当部局等に対し、水害リスク(浸水ナビ、洪水浸水想定区域図等)情報を提供 ・共有する ・依頼があった場合、不動産関連事業者に対して、水害リスクについて説明を行う	・継続して実施	・必要に応じて実施	・依頼があった場合、不動産関連事業者に対して、水害リスクについて説明を行う	・必要に応じて実施	・協議会等で、構成自治体のまちづくり担当部局への情報共有(まちづくり担当部局へ要請するものがないため) ・依頼があった場合、不動産関連事業者に対して、水害リスク情報の説明を実施(通常対応で実施できるため)	・継続して実施	・必要に応じて実施														
		R08年度以降	15	避難場所(避難所)改善検討	・住民ニーズを踏まえた避難場所(避難所)環境の改善検討(コロナ対応含む) ・避難場所に関する情報提供(ペット・感染症対策・空き状況等)	・継続して実施	・避難場所運営訓練の実施 ・HUG研修の実施 ・避難場所に関する情報提供(ペット・感染症対策・空き状況等)	・継続して実施	・住民ニーズを踏まえた避難場所(避難所)環境の改善検討(コロナ対応含む) ・避難場所に関する情報提供(ペット・感染症対策・空き状況等)	・継続して実施	・住民ニーズを踏まえた避難場所(避難所)環境の改善検討(コロナ対応含む) ・避難場所に関する情報提供(ペット・感染症対策・空き状況等)	・継続して実施	・住民ニーズを踏まえた避難場所(避難所)環境の改善検討(コロナ対応含む) ・避難場所に関する情報提供(ペット・感染症対策・空き状況等)	・継続して実施	・住民ニーズを踏まえた避難場所(避難所)環境の改善検討(コロナ対応含む) ・避難場所に関する情報提供(ペット・感染症対策・空き状況等)	・継続して実施	・状況に応じて実施																			

概ね5年で実施する取組

取組対象 (R8～) 取組対象外

令和8年3月時点、令和8年4月以降においても、フォローアップを踏まえて実施内容の変更・追加等をする予定です。

項目	事項	取組実施時期	番号	内容	高崎市		藤岡市		玉村町		神川町		上里町		群馬県		埼玉県		水資源機構 (利根川上流総合管理所)		気象庁				鉄道事業者				関東地方整備局 (高崎河川国道事務所)							
					実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期		実施内容		時期	
					実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
2) ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																																				
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																																				
		R08年度以降	20	自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・水位や降雨状況によって判断し、水防団や職員により構成された機動隊が巡視を行う ・河川巡視により得られた情報を、平時時は関係機関（国、ダム等）との連絡体制を確保、洪水時には必要に応じ消防団より連絡 ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水が懸念される機会毎に河川巡視を実施（水防団・消防署員・自治体職員） ・河川巡視により得られた情報を、平時時は関係機関（国、ダム等）への連絡、洪水時には必要に応じ消防団より連絡 ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水時の点検計画の確認 ・河川巡視により得られた情報を、関係機関（国、ダム等）、水防団と情報共有する ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時、年1回水防管理者による河川等の巡視 ・増水のおそれがある場合、水防管理者が実施 ・河川巡視により得られた情報を関係機関（国、ダム等）、水防団と情報共有 ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の確認作業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（年1回以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（年1回以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・下久保ダムからのゲート放流時に職員が巡視を実施 ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（年1回以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検の参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（年1回以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係箇所からの要請があった場合、当社の設備が影響する場合は、共同して点検を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の都度 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係箇所からの要請があった場合、当社の設備が影響する場合は、共同して点検を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の都度実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体、地域住民、水防団等と洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検の実施 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ水防巡視を実施し、巡視結果の報告を共有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（年1回以上） 							
		R08年度以降	21	水防に関する訓練・広報の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（毎年1回） ・メール等配信訓練の実施 ・市防災訓練に併せて水防技術の継承等のための水防訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制の確認・更新 ・メール等伝達訓練の実施 ・市防災訓練に併せて水防技術の継承等のための水防訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（毎年1回） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制の確認・更新 ・各地区の防災訓練に併せて水防技術の継承等のための水防訓練の実施 ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集（広報活動）する 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（年1回以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制の確認・更新 ・伝達訓練の実施 ・各地区の防災訓練に併せて水防技術の継承等のための水防訓練の実施 ・水防活動の担い手確保及び把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（年1回以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部から河川水位情報について水防団へ連絡体制の確認・更新 ・伝達訓練の実施 ・坂東上流水害予防組合及び神流川水害予防組合主催の水防訓練 ・水防活動の担い手確保及び把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（年1回以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県水防計画に基づく伝達システムをともてFAXにて連絡確認 ・洪水伝達演習による伝達訓練 ・利根川水系連合総合演習 ・水防技術講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（毎年1回） ・伝達訓練の実施（年1回以上） ・利根川水系連合総合演習 ・水防技術講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水対応演習の実施 ・関係機関と連携した水防技術の継承等のための水防訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、及び市町が行う水防訓練へ参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（年1回以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・国、県、及び市町が行う水防訓練へ参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施（年1回以上） 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係箇所からの要請があった場合、当社の設備が影響する場合は、共同して点検を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の都度 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係箇所からの要請があった場合、当社の設備が影響する場合は、共同して点検を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要の都度実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・利根川水系連合・総合水防演習への参加 ・災害対策用機器操作講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して実施 										

